

2020年5月28日

総務省 御中
宮崎県 御中
宮崎県内各市町村 御中

特別定額給付金等について成年後見人が確実かつ迅速に
代理申請・受給できるための運用改善を求める申入書

宮崎県弁護士会 会長 成見 暁子

申入れの趣旨

特別定額給付金その他新型コロナウイルス感染症経済対策として住民に支給される各種給付金の支給手続きにおいて、少なくとも成年被後見人の保険事業（国民健康保険、介護保険）又は障がい福祉サービスにおける各種通知の送付先が成年後見人に変更されている場合には、成年被後見人が世帯主か否かにかかわらず（非世帯主の場合には申請書を世帯から切り離れた上で）、当該成年後見人に申請書を送付し、当該成年後見人が代理申請・受給できるよう運用を改められたい。

申入れの理由

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金の支給手続きにつき、総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室は、令和2年5月2日付事務連絡「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」を各都道府県等へ発出し、その中で、「各自治体において、成年被後見人等に関する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合」には、「関係部局で連携の上、特別定額給付金の申請書についても、同様に成年後見人等に送付することを積極的に検討頂きたい」と求めています。

この点、宮崎県内では、例えば宮崎市などでは、成年後見人から事前に送付先変更の申出を改めて行うことにより、成年後見人に申請書を送付することが可能となっているようですが、成年被後見人が「世帯主」である場合に限るという運用がなされています。そもそも、宮崎県内においては、成年被後見人が「非世帯主」の場合、特別定額給付金の申請ができるのは原則として「世帯主」に限られ、成年後見人は代理申請ができない運用が一律になされていると思われまます。

このような運用では、世帯分離や住民票の異動等を行わずに施設入所や医療機関へ入院等している成年被後見人について、その財産管理権限を有している成年後見人が、成年被

後見人に代わって確実かつ迅速に特別定額給付金の支給を受けることができません。特に、弁護士等親族以外の専門職の第三者が成年後見人に選任されている事案については、家庭裁判所が、本人の財産の管理権を親族以外の第三者に委ねることが成年被後見人の権利擁護のために適当かつ必要であると判断したものであるのに、世帯主である親族しか申請・受給できないのは、成年後見制度の趣旨が損なわれるおそれのある状況と言わねばなりません。

少なくとも市町村が、各種通知文書を成年後見人に送付する取扱いを行っている場合には、成年被後見人が世帯主であるか否かに関係なく（成年被後見人が非世帯主の場合には申請書を世帯から切り離した上で）、原則として申請書を成年後見人に送付し、かつ、成年後見人が、成年被後見人に代わって特別定額給付金の支給を申請し受給できるようにすべきと考えます。

実際、大阪市では、保険事業、障がい福祉・高齢福祉等事業における各種通知の送付先が、成年後見人に変更されている成年被後見人については、成年後見人からの特段の申出を待つまでもなく、原則として、当該成年後見人に申請書を送付することとされており、成年被後見人が非世帯主の場合でも、当該成年被後見人の申請書を世帯から切り離した上で、成年後見人に申請書を送付する運用がなされているとのことです。京都市や大阪狭山市は、さらに進んで、保佐人・補助人（公的給付の受領に関する代理権が付与されている場合）からの申出によっても申請書を送付する運用がなされていると報告されています。

そこで、宮崎県及び県下各市町村におかれては、成年被後見人の権利擁護を十全なものとするため、今後特別定額給付金その他の公的給付の支給を行う場合には、少なくとも各種通知の送付先が成年後見人に変更されている成年被後見人については、成年被後見人が世帯主であるか否かにかかわらず、申請書を当該成年後見人に送付し、当該成年後見人が確実かつ迅速に申請・受給できるよう運用を改善するよう求めます。

また総務省担当部署においては、県や各市町村からの問い合わせに対し、上記事務連絡について成年被後見人が世帯主の場合に限らない旨の、成年後見制度の趣旨に則った適切な説明を積極的に行われるよう求めます。

以上